

特別養護老人ホームくらしき 利用料金表

(介護老人福祉施設)

別紙1-1

令和4年10月1日

● 第四段階 ・第一段階～第三段階に該当されない方

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護保険料1割負担額 | 652 | 720 | 793 | 862 | 929 |
| 食費 | 1,445 | | | | |
| 居住費 | 2,006 | | | | |
| 日額 | 4,103 | 4,171 | 4,244 | 4,313 | 4,380 |
| 月額(30日計算) | 123,090 | 125,130 | 127,320 | 129,390 | 131,400 |

● 第三段階② ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額の合計が年間120万円を超える方

- ・世帯全体が住民税課税だが、特例減額措置を受けられる方
- ・預貯金等の資産の状況が、単身:500万円以下、夫婦:1,500万円以下

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 介護保険料1割負担額 | 652 | 720 | 793 | 862 | 929 |
| 食費 | 1,360 | | | | |
| 居住費 | 1,310 | | | | |
| 日額 | 3,322 | 3,390 | 3,463 | 3,532 | 3,599 |
| 月額(30日計算) | 99,660 | 101,700 | 103,890 | 105,960 | 107,970 |

● 第三段階① ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額の合計が年間80万円を超え120万以下の方

- ・預貯金等の資産の状況が、単身:550万円以下、夫婦:1,550万円以下

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 介護保険料1割負担額 | 652 | 720 | 793 | 862 | 929 |
| 食費 | 650 | | | | |
| 居住費 | 1,310 | | | | |
| 日額 | 2,612 | 2,680 | 2,753 | 2,822 | 2,889 |
| 月額(30日計算) | 78,360 | 80,400 | 82,590 | 84,660 | 86,670 |

● 第二段階 ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額の合計が年間80万円以下の方

- ・預貯金等の資産の状況が、単身:650万円以下、夫婦:1,650万円以下

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 介護保険料1割負担額 | 652 | 720 | 793 | 862 | 929 |
| 食費 | 390 | | | | |
| 居住費 | 820 | | | | |
| 日額 | 1,862 | 1,930 | 2,003 | 2,072 | 2,139 |
| 月額(30日計算) | 55,860 | 57,900 | 60,090 | 62,160 | 64,170 |

● 第一段階 ・世帯全体が住民税非課税で、生活保護受給者・境界層該当者・高齢福祉年金受給者の方

- ・預貯金等の資産の状況が、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 介護保険料1割負担額 | 652 | 720 | 793 | 862 | 929 |
| 食費 | 300 | | | | |
| 居住費 | 820 | | | | |
| 日額 | 1,772 | 1,840 | 1,913 | 1,982 | 2,049 |
| 月額(30日計算) | 53,160 | 55,200 | 57,390 | 59,460 | 61,470 |

※その他教養娯楽費、日常生活品費は実費分をいただきます。

※趣味・嗜好品、利用者の希望による特別な食事等、利用者の負担が適当と認められる費用は実費をいただきます。

※電気代は1点につき1日53円をいただきます。

※オシメ代は基本料に含まれています。

※理美容代・予防接種代は実費をいただきます。

| | |
|------------------|--|
| 初期加算 | 入居日から30日間に限って、1日につき30円が利用料金に加算されます。 |
| 安全対策体制加算 | 安全管理対策に関する担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合、入居時に1日に限り20円が利用料金に加算されます。 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 若年性認知症入居者(65歳未満の方)に対して個別に担当者を定め、そのものを中心に当該入居者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120円が利用料金に加算されます。 |
| 入院・外泊時加算 | 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入居者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として利用料金代えて1日につき246円を算定します。 |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12円が利用料金に加算されます。 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ | 夜勤帯に勤務する介護・看護職員を国の基準より1名以上多く配置している場合1日につき27円が利用料金に加算されます。 |
| 日常生活継続支援加算(Ⅱ) | 新規入居者の内、要介護4・要介護5の認定を受けているものが70%以上を占める場合で、介護福祉士の数が常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上である場合、1日につき46円が利用料金に加算されます。 |
| 看護体制加算(Ⅰ)イ | 常勤の看護師を1名以上配置している場合、1日につき6円が利用料金に加算されます。 |
| 看護体制加算(Ⅱ)イ | 常勤換算法で1以上の看護職員の配置があり、その看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合、1日につき13円が利用料金に加算されます。 |
| 看取り介護加算(Ⅰ) | 医師が一般に回復の見込みがないと診断した入居者で、常勤の介護士を配置し、看護職員との連携により24時間の連絡体制を確保しており、看取りに関する指針の設備、職員研修を行い、看取り介護を行った場合にはにおいては、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144円を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680円を死亡日については1日につき1,280円を死亡月に加算されます。 |
| 療養食加算 | 入居者の病状等に応じて、医師の指示に基づいた療養食を提供した場合、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回につき6円が利用料金に加算されます。 |
| 経口移行加算 | 医師の指示に基づき他職種共同で経管食から経口食への移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経管食から経口食による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき28円が利用料金に加算されます。 |
| 経口維持加算(Ⅰ) | 医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種共同で栄養管理するための食事の観察及び会議等を行い、摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者ごとに、摂取・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、1月につき400円が利用料金に加算されます。 |
| 経口維持加算(Ⅱ) | 協力歯科医療機関を定め経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合に合って、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合、1月につき100円が利用料金に加算されます。 |
| 口腔衛生管理加算(Ⅰ) | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回以上行い、歯科衛生士が、口腔ケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合に、1月につき90円が利用料金に加算されます。 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 介護保険料負担総額に対して1000分の83に相当する単位数が別途加算されます。 |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 介護保険料負担総額に対して1000分の27に相当する単位数が別途加算されます。 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 介護保険料負担総額に対して1000分の16に相当する単位数が別途加算されます。 |

※上記表の金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合の数に乗じた額が利用料金となります